徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

定期第５９５号　令和５年６月６日発行

目　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
２７４	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
２７５	同	同
２７６	同	同
２７７	同	同
２７８	職業訓練指導員試験を実施する件	産業人材育成センター
２７９	令和６年度徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校入学試験を実施する件	農林水産総合技術支援センター

徳島県告示第二百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月六日から同年十月六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年六月六日

徳島県知事　後藤田　正純

一　届出の概要

1　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾　健一

2　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　パワーシティ鴨島

所在地　吉野川市鴨島町牛島字四ツ屋一番一ほか

3　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾　健一
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目三八番地	河合　映治
株式会社モリンホールディングス	香川県善通寺市生野町一〇六一番地	森本　宏樹
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市千種区今池三丁目四番一〇号	木下　尚久

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾　健一
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目三八番地	河合　映治
株式会社モリンホールディングス	香川県善通寺市生野町一〇六一番地	森本　宏樹

4　変更年月日

令和四年十一月三十日

二　届出年月日

令和五年四月十四日

三　届出の縦覧

1　縦覧の場所　徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課

2　縦覧の期間　令和五年六月六日から同年十月六日まで

3　縦覧の時間　午前九時から午後五時まで

四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1　意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2　意見書に記載すべき事項

(一)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二)　意見の内容

(三)　意見を述べる理由

3　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第二百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月六日から同年十月六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年六月六日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　届出の概要

1　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行
株式会社タイム	岡山市北区下中野四六五番地の四	吉原　重治

2　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ハローズ北島中央店Ａ敷地

所在地　板野郡北島町中村字福神一三番地一ほか

3　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行
株式会社タイム	岡山市北区下中野四六五番地の四	吉原　重治

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行
株式会社タイム	岡山市北区下中野四六五番地の四	吉原　重治
株式会社アミーゴ	東京都千代田区神田多町二丁目一番地	中村　友秀

4　変更年月日

令和五年三月二十九日

二　届出年月日

令和五年五月一日

三　届出の縦覧

1　縦覧の場所　徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課

2　縦覧の期間　令和五年六月六日から同年十月六日まで

3　縦覧の時間　午前九時から午後五時まで

四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1　意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地
徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
電話番号〇八八―六二一―二三六七

2　意見書に記載すべき事項

(一)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二)　意見の内容

(三)　意見を述べる理由

3　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第二百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月六日から同年十月六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年六月六日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　届出の概要

1　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行

2　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ハローズ万代店

所在地　徳島市万代町五丁目一〇―一ほか

3　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行
株式会社ＰＩＫＯ	板野郡松茂町笹木野字八北開拓一―一六三	石部　高史

4　変更年月日

令和五年八月二日

二　届出年月日

令和五年五月十日

三　届出の縦覧

1　縦覧の場所　徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2　縦覧の期間　令和五年六月六日から同年十月六日まで

3　縦覧の時間　午前九時から午後五時まで

四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1　意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2　意見書に記載すべき事項

(一)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二)　意見の内容

(三)　意見を述べる理由

3　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第二百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月六日から同年十月六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年六月六日

徳島県知事　後藤田　正純

一　届出の概要

1　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行

2　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ハローズ万代店

所在地　徳島市万代町五丁目一〇―一ほか

3　変更事項

(一)　駐輪場の位置及び収容台数

変更前

（1）　位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

（2）　収容台数

一〇五台

変更後

（1）　位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

（2）　収容台数

九三台

(二)　荷さばき施設の位置及び面積

変更前

（1）　位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

（2）　面積

七二平方メートル

変更後

（1）　位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

（2）　面積

八八・二平方メートル

(三)　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前
（１）　位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり
（２）　容量
二二・七立方メートル
変更後
（１）　位置
縦覧に供する添付書類に示すとおり
（２）　容量
二四立方メートル
４　変更年月日
令和五年八月二日
二　届出年月日
令和五年五月十日
三　届出及び添付書類の縦覧
１　縦覧の場所　徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
２　縦覧の期間　令和五年六月六日から同年十月六日まで
３　縦覧の時間　午前九時から午後五時まで
四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項
１　意見書の提出先
郵便番号七七〇―八五七〇
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
電話番号〇八八―六二一―二三六七
２　意見書に記載すべき事項
(一)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(二)　意見の内容
(三)　意見を述べる理由
３　その他
提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第二百七十八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和五年六月六日

徳島県知事　後藤田　正純

一　対象職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる全職種

二　試験科目

試験は、学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）について行う。

三　試験の免除

省令第四十六条の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

四　受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者で法第二十八条第五項第二号又は第三号のいずれにも該当しないものとする。

五　試験期日

令和五年八月六日（日曜日）午前九時二十分から

六　試験場所

徳島市南末広町二三―六四

徳島県立中央テクノスクール

七　受験手続

1　受験申請書及び添付書類（以下「受験申請書等」という。）

受験申請書（省令様式第十一号）、履歴書、写真（申請前六箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び長形三号の返信用封筒（表面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、八十四円に相当する額の切手を貼ったもの）並びに試験の免除を受けようとする者はそれを証する書面

2　受験申請書等の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県産業人材育成センター

3　受験申請書等の提出期間

令和五年六月三十日（金曜日）から同年七月十四日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月十四日までの消印があれば受け付ける。

4　受験手数料

学科試験	三千百円

注

（一）　受験手数料は、徳島県収入証紙を受験申請書に貼って納付すること（消印しないこと。）。

（二）　受験手数料は、申請を取り下げ、又は受験しなかった場合でも返還しない。

5　受験票

受験申請書等を受理後、本人に送付する。

八　合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とする。

九　合格発表

令和五年八月十八日（金曜日）に合格者の受験番号を県庁掲示場に掲示するとともに、合格者には文書で通知する。なお、合格発表の日の午後一時から徳島県ホームページにおいて合格者の受験番号を公表する。

十　その他

1　受験手続等の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、徳島県産業人材育成センターにおいて交付する。なお、受験案内及び受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百二十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒を同封の上、徳島県産業人材育成センターへ申し込むこと。

2　この試験についての問合せは、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八―六二一―二三五三）にすること。

徳島県告示第二百七十九号

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号。以下「規則」という。）第十九条第一項の規定に基づき、令和六年度徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

令和五年六月六日

徳島県知事　後藤田　正純

一　試験の日時

1　本科

㈠　一般入学試験（規則第十九条第二項に規定する入学試験をいう。以下同じ。）

(1)　一次募集

イ　筆記試験　令和六年一月十一日（木曜日）午前九時から

ロ　口述試験　令和六年一月十一日（木曜日）午後一時から

(2)　二次募集

イ　筆記試験　令和六年三月八日（金曜日）午前九時から

ロ　口述試験　令和六年三月八日（金曜日）午後一時から

㈡　推薦入学試験（規則第十九条第三項の規定により知事が指定する学校の長から推薦された者について実施する試験をいう。以下同じ。）

(1)　論文試験　令和五年十月十八日（水曜日）午前九時から

(2)　口述試験　令和五年十月十八日（水曜日）午前十時十分から

2　研究科

知事が、別に指定する。

二　試験の場所

名西郡石井町石井字石井一六六〇　徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校

三　入学願書等の提出期間

1　本科

㈠　一般入学試験

(1)　一次募集

令和五年十二月十九日（火曜日）から令和六年一月四日（木曜日）まで

(2)　二次募集

令和六年二月十五日（木曜日）から同年三月一日（金曜日）まで

㈡　推薦入学試験

令和五年九月二十日（水曜日）から同年十月十一日（水曜日）まで

2　研究科

令和六年二月二日（金曜日）から同月十六日（金曜日）まで

四　徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校学生募集案内（以下「募集案内」という。）及び入学願書等の用紙の請求先並びに入学願書等の提出先

名西郡石井町石井字石井一六六〇　徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校　学生支援担当

五　入学試験手数料

二千二百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼付すること。）

六　その他

この試験についての詳細は、募集案内を参照するほか、徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校（電話〇八八―六七四―一〇二六）に問い合わせること。